

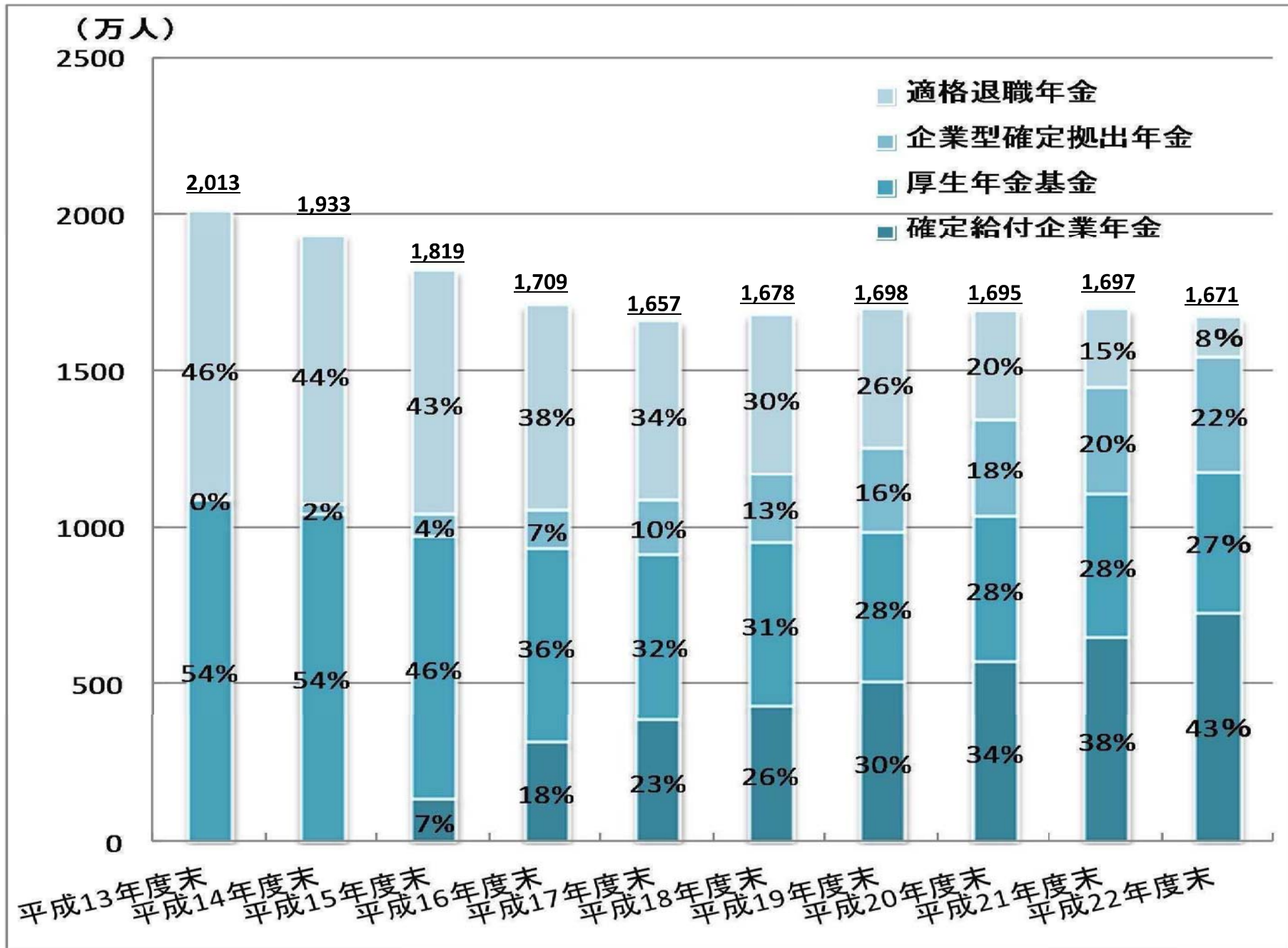
新たな年金の検討において参考とすべき各種企業年金の基本的特徴

	厚生年金基金 (上乗せ部分)	確定給付 企業年金	確定拠出年金 (企業型)
制度開始	昭和41年	平成14年	平成13年
加入者数	約447万人	約727万人	約371万人
件数	595基金	10,053件	3,705件
資産残高	27兆8,538億円	41兆9,721億円	5兆4,700億円
分類	確定給付型		確定拠出型
支給期間	終身(※)	有期又は終身	基本は有期
本人負担	原則労使折半 (上乗せ部分は労使合意で使用者負担増が可能であり、実際には、使用者の負担割合の方が高いケースが多い。)	原則使用者負担 (本人の同意を得て本人負担も可能だが、使用者負担を超えてはならず、多くは使用者負担。また、本人負担は本人の意思で取り止め可能。)	原則使用者負担 (平成24年1月から本人も拠出可能となったが、使用者負担を超えてはならず、多くは使用者負担。)

(※)厚生年金基金は上乗せ給付の1/2以上を終身支給としなければならない。

(注1)企業年金の数値は、企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」(平成23年12月)による平成22年度の状況。

企業年金制度の加入者数の推移



現行の企業年金等の類型

確定給付型

- 一定の計算式等により給付水準を先に決め、必要な保険料を後から決める方式。
- 積立金は加入者全員で共有しており、加入者間の助け合い（リスクプール）が可能。
- 運用は事業主が行う。

確定拠出型

- 保険料（拠出額）を先に決める方式。
- 給付は、保険料を個人勘定に積み立てた範囲内で行う。
- 従業員が自ら運用（運用指図）を行う。
- 事業主は従業員に継続的に投資教育を行うこととされている（努力義務）。

企業年金（事業主負担あり）

従来方式

- 給与の一定割合等で給付を約束

キャッシュ・バランス方式

- 国債利回り等に連動する形で給付を約束

企業型

- 保険料は事業主負担が基本
- ※ 事業主負担及び上限額の範囲内で、本人負担を任意で拠出可能

個人型 （事業主負担なし）

- 保険料は全額本人負担